

# 令和2年度高等学校等予約奨学生出願のしおり

山口県ひとづくり財団奨学センター

山口県ひとづくり財団は、将来社会に貢献しうる人材の育成を目的として、向学心に富み有能な素質をもっているが、経済的な理由により修学が困難な本県の生徒・学生に対し、奨学金の貸与業務を行っています。

**令和2年度高等学校等予約奨学生を下記により募集します。**

なお、令和2年度から高等学校については、全日制・定時制・通信制課程在籍生徒を貸与対象者としています。

おって、今回の募集は予約奨学生のみですが、高等学校等入学後にも奨学生の募集を行います。

## < 出願資格 >

- 1 保護者が山口県内に住所を有しており、中学校(中等教育学校前期課程及び特別支援学校 中学部を含む)の第3学年に在学し、令和2年4月に山口県内の高等学校等(高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校及び専修学校高等課程を含む。以下、高等学校等という。)へ進学を希望する者
- 2 向学心に富み有能な素質を有し、経済的な理由により修学が困難と認められる者
- 3 他団体等の貸与型奨学金を受けない者

## < 募集期間・貸与月額(予定)・貸与期間等 >

- 1 募集期間

令和元年9月1日(日) ～ 令和元年9月30日(月)

- 2 貸与月額(予定)

区		分	貸与月額	※1 遠距離①とは通学用の1か月当たりの定期券(学生フリー定期券を含む)の割引運賃が10,000円を超える場合で、遠距離②とは同じく20,000円を超える場合です。 なお、学生フリー定期券を使用する場合についても、通常の通学区間の定期割引運賃がそれぞれ10,000円、20,000円を超えていること。 ※2 離島在住で、国及び地方公共団体から補助金を受給される場合、区分は「離島」でなく「一般」を適用します。 ※3 通信制の貸与区分は「一般」「寮・下宿」のみ。
国公立 高等学校	一 般	一 般	18,000	
		寮・下宿	24,000	
	離 島	一 般	24,000	
		寮・下宿	29,000	
	遠 距 離 ① ※1	24,000		
遠 距 離 ② ※2	30,000			
私 立 高等学校	一 般	一 般	30,000	
		寮・下宿	35,000	
	離 島	一 般	36,000	
		寮・下宿	41,000	
	遠 距 離 ① ※1	35,000		
遠 距 離 ② ※2	41,000			

- 3 貸与期間

学校が定める修業年限の期間(4月分から貸与)

## < 出願の手続 >

出願に必要な書類は次のとおりです。学校を経由して提出していただきますので、それぞれの学校の締切日までに提出してください。

- ① 山口県ひとづくり財団予約奨学生願書
- ② 山口県ひとづくり財団予約奨学生推薦調書(各学校が作成)
- ③ 承諾書
- ④ 作文(題「私の将来」等)
- ⑤ 添付書類(市役所・町役場で交付を受け添付すること)

(1) 最新の所得証明書(家族全員分)・・・平成31年度(平成30年分)

(2) 住民票(家族全員分)・・・本籍及び個人番号の記載されていないもの

①～④の書類は学校を通じて取り寄せ、提出については、学校の指示に従ってください。

### < 予約奨学生採用者の決定 >

- 1 予約奨学生願書及び関係書類に基づき、選考委員会で選考し、予約奨学生採用者を決定します。
- 2 採否の結果については、学校を経由して令和元年12月中旬に通知します。

### < 本採用の手続 >

- 1 予約奨学生採用者は、令和2年4月高等学校等へ入学後、「進学届」、「誓約書」、「奨学金借用証書」及び「委任状」等を学校の定める日までに、学校を経由して提出してください。
- 2 上記1の「奨学金借用証書」については、連帯保証人が2人必要（1人は保護者等、他の1人は別世帯で、ともに独立して生計を営む有職者で、返還に責任を負うことのできる65歳以下の成人であること。父と母の両方が連帯保証人にはなれないこと。）で、必ず2人の印鑑登録証明書を添付してください。
- 3 次の各項のいずれかに該当する場合は、本採用になりません。
  - (1) 所定の書類を提出期限までに提出しなかったとき
  - (2) 進学するまでの間に、奨学生としてふさわしくないと認められる行為があったとき

### < 奨学金の貸与 >

- 1 本採用者への奨学金の送金は、学校（受領を委任された校長）を通じて行います。初回送金は4～5月分を5月下旬にまとめて学校に送金する予定です。
- 2 奨学生を辞退したとき又は他団体等の奨学生に採用されたときは、本財団の奨学生の採用を取り消します。
- 3 奨学生が休学したときは貸与を「休止」し、学業成績等が不良になったとき、疾病等で修学の見込みがなくなったとき等の場合は、貸与を「廃止」します。

### < 奨学金の返還 >

- 1 返還計画書の作成  
奨学金は学資として貸与されるものですから、貸与終了後(卒業・辞退等)は必ず返還しなければなりません。貸与終了時に奨学金返還計画書(奨学センターから在学学校へ送付)に必要な事項を記入の上、学校を通して期日までに提出してください。
- 2 返還の方法及び期間
  - (1) 奨学金の返還は、卒業後6か月間据え置いてから、月賦、半年賦又は年賦のいずれかの方法で、貸与された全額を均等に返還することになります。
  - (2) 高等学校奨学金の返還期間は、貸与を受けた期間の3倍の期間内となります。
  - (3) 高等学校及び大学を通して貸与を受けた場合の返還期間は、大学の貸与期間の4倍の期間に高等学校の貸与期間を加えた期間になります。
- 3 返還猶予  
進学、疾病その他正当な理由で奨学金の返還が困難になったときは、願い出によって進学等の場合は在学期間、疾病その他の場合は原則として1年間返還を猶予します。
- 4 延滞利息  
奨学金は定められた返還期限までは無利子ですが、返還期限を過ぎても奨学金の返還が完了しないときは、返還期限の翌日から、残元金に対して年5.0%の延滞利息が生じます。

ご不明な点は、奨学センターにお問い合わせください。

〒753-0072 山口市大手町2-18 山口県教育会館内  
公益財団法人山口県ひとづくり財団 奨学センター  
TEL (083) 933-4770